

大総務第 18 号
令和 8 年 7 月 29 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である大阪市住宅供給公社による令和 7 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市都市整備局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 5 条第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和7年度 事業経営評価

団体名	大阪市住宅供給公社			所管所属名	都市整備局
-----	-----------	--	--	-------	-------

中期目標	中期目標期間
	令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)						
年度計画達成状況	指標Ⅰ	売上高営業利益率（一般会計）				
		R6	R7	R8	R9【最終】	
	目標値	13.2%以上	13.2%以上	12.9%以上	11.8%以上	
	実績値	15.4%	14.1%			
	参考： 中期計画目標値	13.2%	13.2%	12.9%	11.8%	
	指標Ⅱ	収納率				
		R6	R7	R8	R9【最終】	
	目標値	99.65%	99.65%	99.65%	99.65%	
	実績値	99.74%	99.76%			
	参考： 中期計画目標値	99.65%	99.65%	99.65%	99.65%	
	指標Ⅲ	既存有利子負債残高				
		R6	R7	R8	R9【最終】	
	目標値	41,245百万円	40,203百万円	39,148百万円	38,080百万円	
	実績値	41,245百万円	40,203百万円			
	参考： 中期計画目標値	41,245百万円	40,203百万円	39,148百万円	38,080百万円	

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	ア	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	指標Ⅰ「売上高営業利益率（一般会計）」について、入居促進策の適切な実施や退去数の減少などにより家賃収入が増加した一方で、物価高騰に伴い維持補修費等の事業原価が増加した結果、利益率は昨年度を下回ったものの、目標を0.9ポイント上回った。 指標Ⅱ「収納率」について、家賃等保証制度を積極的に進めるとともに、毎月の電話や文書の督促に加え、強化月間を定め休日電話督促を実施するなど着実に督促業務を行った結果、目標を0.11ポイント上回った。 指標Ⅲ「既存有利子負債残高」について、計画どおり10.42億円の定期償還を行った結果、目標を達成した。		
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について		
	指標Ⅰ「売上高営業利益率（一般会計）」について、引き続き入居促進策の適切な実施による家賃収入の確保や経費の節減に取り組む。 指標Ⅱ「収納率」について、引き続き着実な督促業務に取り組む。 指標Ⅲ「既存有利子負債残高」について、引き続き償還計画に沿って確実な返済を行うことで有利子負債残高の縮減を進める。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見		
	指標Ⅰ～Ⅲについての数値の根拠は、会計データと照合した結果正しいものであると認められる。 指標Ⅰ「売上高営業利益率（一般会計）」、指標Ⅱ「収納率」、指標Ⅲ「既存有利子負債残高」について、目標達成出来ており、自己評価としては妥当なものと考えられる。		

市の審査	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	ア	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	当年度の取組の結果、いずれの指標においても目標を達成しており、上記自己評価は妥当なものとする。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	いずれの指標においても目標を達成しており、対象事業活動の目標を達成するための財政基盤の確保は適切になされていると評価できる。令和8年度も、指標Ⅰ、Ⅱの目標の達成に向けて引き続き効果的な取組を進めるとともに、指標Ⅲの目標である既存有利子負債残高の縮減を確実に行之、財政基盤の確保に努められたい。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市内外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）		